

古代国家の辺境地支配と柵・柵戸・郡について

横 山 伸 司

I はじめに

古代の辺境地とは、『令義解』賦役令辺遠国条にある「有夷人雑類之所」としてよいと思われるが、この地域に対して、律令国家がいかなる形でその支配を拡大していったのかについては、大部分の研究が東辺・北辺と西辺の地域に別々に分けてなされているようである。

確かに東辺・北辺の住民である蝦夷(狄)と西辺の住民隼人とを同一の視点から論ずることに無理があるし、別々に研究される方がむしろ有効と考えられるが、律令国家が列島内部の東・北・西辺の辺境地に対して、同じ時期に同じ行動をとったと判断可能な史料が、集団移民(柵戸)記事として『続日本紀』に記載されており、また、柵戸と密接に関る柵という施設が、西辺にも置かれていたことも知ることができる。

この柵戸や柵については、文献史料・考古学の知見などから、東北辺の陸奥・越後・出羽の国々には顕著にみられるのに対して、西辺の日向・大隅・薩摩の国々については痕跡をとどめる程度であるために、その共通性については、若干の指摘はなされてもそれほど積極的には論じられていないようである。^(註1)

しかしながら、古代国家による辺境地支配という観点から、東北辺と西辺という隔絶している地域に、国家が同様の政策をとった可能性を論究することは決して無駄ではないと思われる。^(註2) ^(註3) 辺境地住民の内国への強制移住・朝貢等周知の辺境民対策との関りは明確にすることはできないが、本稿で問題とする柵の設置と柵戸の移住は、特別視されていた辺境地に直接普通の令制支配地域を創り出してしまうという点で大きな意味を持っている。

古代国家によって、西辺にも東北辺と同様の政策がとられた可能性を検討すること、これが本稿の目的である。

II 柵

西辺の国、薩摩国内に柵という何らかの施設が置かれていたことは、『続日本紀』大宝2(702)

年10月3日条に

唱更国司等^{今薩摩国也}言。於国内要害之地。建柵置戍守之。許焉。

とあることから明らかであるが、これが唯一の史料であり、現在までのところ遺跡としても明らかにされていない。この史料からここで建設の許可を受けた柵について読みとれることは、「国内要害之地」に建てられることと、守備兵を置く施設である、ということの2点であろう。

ところで、周知のように古代の東辺・北辺にも柵という施設が置かれており、呼称まで明確にできる柵も少なくない。越(越後)国の淳足・磐舟・都岐沙羅の3柵、出羽国の出羽柵・秋田高清水岡に遷置された出羽柵・由理柵・陸奥国の多賀・玉造・新田・牡鹿・色麻・中山の6柵がそれであるが、これら東北辺の柵に関する古代の史料をまず検討し、そこから得られた結論と先述した薩摩国に設置が認められた柵の2点の性格とに矛盾が生じるかどうかをみてみることにする。

東北辺の柵については、種々の史料から、

- A. 陸奥・越後・出羽等の柵は兵庫垣や筑紫の城などと同じ扱いを受け、周囲と区画されており、それを越えると罪になり、宮殿門・倉庫・三関門などと同様に鑰のある門があって、出入りはその門から行い、鑰を盗むと罪になること(『養老衛禁律越垣及城条・同賊盗律盗節刀条)。
- B. 柵という施設と柵戸という移住民は1つのセットとして考え得ること(『日本書紀』大化3(647)年是歳条・『同』大化4(648)年是歳条)。
- C. 柵造という職務上の地位(郡司と同格か)をもつ人間が存在すること(『日本書紀』齊明天皇4(658)年7月4日条^(註4))。
- D. 征夷の際の兵器・食料の保管が可能な施設であること(『続日本紀』和銅2(709)年7月1日条・『日本後紀』延暦23(804)年正月19日条)。
- E. 恒常的に兵士によって鎮守されている施設であること(『続日本紀』天平9(737)年4月14日条^(註5))。
- F. 要害で交通上の要衝でもある場所に立地していること(『続日本紀』宝龜11(780)年8月23日条^(註6))。

の6点の要素をもつ施設であることを指摘できる。A以外については必ずしも全体の柵がその要素を備えていると断言できる根拠はないが、特に否定すべき要因があるとは思えないので、この結果と、薩摩国の柵の記述とを重ねると、E・Fの要素と完全に一致する。したがって、西辺の柵が東北辺の柵と共通の側面をもった施設であることは明白で、同一のものである可能性もあることを指摘できたと思う。

次章では、角度を変えて、辺境地に送られた移住民の集団である柵戸について検討を加え、

西辺の柵と柵戸が、東北辺と同様に存在し、機能したことを推定してみたい。

III 柵戸

柵と柵戸とが相互に関連していることは、呼称の共通性や前章の東北辺の柵の史料検討の要素Bなどから疑いないところである。このうち柵戸については、国家によって辺境地に送られた移住民の総称とでも言えそうである。史料にみえる柵戸記事を表にすると次のようになる。

第1表 史料にみえる柵戸記事(個人を除く)

番号	年 月	送 ら れ た 人	戸(人)数	移配先	出 典
1	647年				『日本書紀』
2	648年	越と信濃の民			『日本書紀』
3	714年3月	豊前国民	200戸		『続日本紀』
4	714年10月	尾張・上野・信濃・越後等国民	200戸	出羽柵戸	『続日本紀』
5	715年5月	相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野6国富民	1,000戸	陸奥	『続日本紀』
6	716年9月	信濃・上野・越前・越後四国百姓	400戸	出羽国	『続日本紀』
7	717年2月	同上	400戸	出羽柵戸	『続日本紀』
8	719年7月	東海・東山・北陸三道民	200戸	出羽柵	『続日本紀』
9	722年8月	諸国司簡點柵戸	1,000人	陸奥鎮所	『続日本紀』
10	759年9月	坂東八国并越前・能登・越後・()等四国浮浪人	2,000人	雄勝城	『続日本紀』
11	759年	浮浪(『続日本紀』神護景雲正月30日条による)	1,000人	桃生城	『続日本紀』
12	760年3月	没官奴婢	510人	雄勝柵	『続日本紀』
13	762年閏12月	乞索兒	100人	陸奥国	『続日本紀』
14	769年正月	陸奥国三丁己上戸(11のかわり)	200烟	桃生城	『続日本紀』
15	769年5月	浮宕百姓	2,500人	伊治村	『続日本紀』
16	795年12月	逃軍諸国軍士	340人	陸奥国	『日本紀略』
17	796年11月	相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等国民	9,000人	伊治城	『日本後紀』
18	802年正月	駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等国浪人	4,000人	胆沢城	『日本紀略』

※ 6・7は同一事項の可能性がある。

以上、18の史料から柵戸記事は次の2つに大別できよう。

(1) 1と2は明確ではないが、3～8までは6年間という短期間に国民・富民・百姓などとされる一般人民を二百戸を単位として、西辺・東北辺に送り込んだことがうかがえる。^(註7) また、移配先は国単位と推定できる。^(註8)

(2) 9以降は人を単位とし、特に10以降は浮浪人・犯罪者などが主に送られ、移配先は陸奥、出羽両国の個別の城を中心とする地域に限定できる。

(1)、(2)のうち(2)については別の機会に論述するので、本稿では古代日本の西辺・東北辺に移配された二百戸を単位とする、一般人民の柵戸集団を対象とする。

西辺の柵戸の存在についての明確な記録は、第1表3の『続日本紀』和銅7(714)年3月15日条に、

隼人昏荒。野心未習憲法。因移豊前国民二百戸。令相勸導也。

とあるのと、『同』天平神護2(766)年6月3日条に

日向。大隅。薩摩三国大風。桑麻損盡。詔勿収柵戸調庸。

とみえる2条のみではあるが、これにより単に柵戸の存在が明確化されるだけではなく、柵戸の移配の目的を国家が辺境民の隼人を「相勸め導く」ことであるとしていること、第1節で柵の存在を裏付けた薩摩国だけではなく、日向・大隅にも柵の存在する可能性のあること、「柵戸の調庸を取ることを勿らしむ」とあることから、西辺の3国で調庸など一般的な賦果を受ける存在は柵戸に限られるという推測も可能なことなど、いくつかの重要な指摘が既になされている。^(註9)

北辺の出羽柵戸に関する第1表6の史料には、ここで随近の国民を出羽国に遷すのは、「狂狄を教諭し、兼ねて地利を保たせるため」であるとしており、柵戸の目的が西辺・北辺ともほぼ共通していると考えていいのではないだろうか。

東辺の陸奥柵戸の史料である第1表5では、一時に千戸もの極めて大規模な柵戸の移配を行っている。ここでわざわざ「富民」と記されていることから考えると、一般人民の中から無作為に選抜されたのではなく、一定基準以上の戸だけを選んで千戸の移民を実行したと考えられる。

こうした二百戸を単位とする人民集団の移住は、辺境地に何をもたらしたのかについて考えてみたい。

Ⅳ 柵と柵戸と郡

史料上散見される柵が、越後国の淳足・磐舟・郡岐沙羅の3柵、出羽国の出羽柵・秋田村高清水岡に遷置された出羽柵・由理柵、陸奥国の多賀・玉造・新田・牡鹿・色麻・中山の6柵と薩摩国に置かれた柵であることは既に述べた。また、柵戸の存在から日向・大隅両国にも柵の存在の可能性も指摘した。越後・出羽・陸奥国内の柵が史料にみえる12柵という数は、あくま

でも最低限度の数であり、それ以上の可能性の高いことは言うまでもないと思う。こういった柵と称される施設が造られた背景には、移配される直前まで一般の国々で通常の令制支配を受けていた、二百戸単位の大量の人民集団の存在があることも確かだろうと思われる。この大量の人間集団が辺境地での生活を開始し、基盤が整ったときに、『令義解』賦役令辺遠国条によらない、極めて律令制的な支配を受ける区域を生み出すことは必然である。その区域が、二百戸すなわち4郷で構成されることを考えれば、令制郡になるという想定は十分に可能性があると考えられる。

律令国家が自らの支配する領域全体に、その支配原理である律令制の導入を目指したであろう、ということは疑いのないところであるが、柵の設置と柵戸の移配も目的達成の一つの手段としてとらえることができる。それでは、どのような地域に柵戸が移配され、どういった郡を生み出したと考えられるかについて、郡のまとまりや『和名類聚抄』の国郡郷名の一致などから推測してみたい。なお検討は、各国別に行うことにする。

1 越後国の柵と柵戸と郡

越後国の北部に位置したと考えられる淳足・磐舟・都岐沙羅の3柵のうち、淳足・磐舟は郡名として残っており、また、磐舟柵に送られたと記される柵戸の出身国、越・信濃両国の郡郷名と、磐舟郡を構成する郷はもちろん淳足郡を構成する郷の郷名も一致するケースが多いことから、この両郡が、越前・越中・信濃の柵戸を中心に形成された可能性のあることは既に指摘されて^(註11)おり、私も妥当と考える。

都岐沙羅柵については、柵造の存在を示す叙位記事があるだけで、郡名にも郷名にもその名を伝えない。しかし、越後国を構成する7郡のうち4郡までは越中国からの移管であること、^(註12)残りの淳足・磐舟・蒲原3郡のうち2郡までが柵戸を中心として建てられた郡と考えられることなどの状況から、都岐沙羅柵を古代蒲原地区の中心地に置かれた施設で、柵の設置に伴って移配された柵戸をもとに建てられた郡が蒲原郡だったのではないかと推測する。蒲原郡を構成する5郷のうち、青海・桜井の2郷は参河国青海郡の郡郷名と一致し、日置郡は能登国珠洲郡、尾張国海部郡、安房国長狭郡の郷名と一致する。これだけで蒲原郡と参河国青海郡との関係を示しているとは言い難いが、若干のその可能性は考えられると思う。^(註13)

越後国に置かれた柵が、『日本書紀』に^(註14)記されるように、7世紀中葉まで遡り得るのかどうかについては、疑問がない訳ではないが、8世紀前葉にみられる柵や柵戸と同様の役割を果たしたと考えることは、淳足・磐舟両郡が8・9世紀を通して存在していることから、決して無理ではあるまい。

2 出羽国の柵と柵戸と郡

出羽国で柵の設置が明確なのは、出羽柵・秋田村に遷置された出羽柵・由理柵の3柵である。また、前章でみたように出羽国へは、最低でも八百戸の柵戸が移配されている。これらの人間集団の移配先を考える場合、上記の3柵を中心に移されたとするのが普通かもしれない。

しかし、出羽郡の建郡は『続日本紀』和銅元(708)年9月28日条の

越後国言。新建出羽郡。許之。

から明らかであり、出羽柵の存在も『同』和銅2(709)年7月1日条に

令諸国運送兵器於出羽柵。為征蝦狄也。

と記されている。それにも関わらず出羽への柵戸の記録が、714年までないのはどう解釈したらいいのであろうか。

可能性のあるのは、708年の建郡記事を在地民(蝦夷)集団による建郡と考えるか、建郡以前に記録されていない柵戸の移配の事実があったと考えるのか、のいずれかであろうが、この場合、柵の設置が明らかであるから後者を採るのが妥当であろう。

出羽建郡の母体となった柵戸は、どこからの移住者集団の可能性があるので、郡郷名から推測してみよう。柵戸の記録から移配前の柵戸の所在していた国は、広く考えても東海・東山・北陸三道の諸国であるので、この三道諸国の郡郷名と出羽郡の郷名を比較すると第2表のようになる。

第2表 『和名類聚抄』による出羽郡同一郷名一覧

出羽郡の郷名	東海・東山・北陸三道諸国で一致する郷名をもつ国郡名
大 窪	下野国足利郡
河 辺	遠江国長上郡
井 上	常陸国行方郡 甲斐国山梨郡
太 田	遠江国長下郡 同国周智郡 下総国匝瑳郡 常陸国久慈郡 美濃国大野郡 信濃国水内郡 上野国吾妻郡
餘 戸	

『続日本紀』天平5(733)年12月26日条に

出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村。建郡居民焉。

とある遷置後の出羽柵については、地理的に秋田郡との関りで考えるのが自然であろう。秋田郡に関しては、7世紀後半の阿倍比羅夫北行記事の中に見える鰐(鮑)田郡と『日本後紀』延暦23(804)年11が22日条に「停城為郡」とある記事で郡となった秋田郡の存在が考えられ、この時期

の柵の遷置が、そのまま9・10世紀の秋田郡へつながる確率は低いと思われる。しかし、この記事で、柵を清水岡に遷置し、雄勝村に民を居いたというように記されている以上、それにふさわしい行動を推定してもいいのではないだろうか。すなわち、秋田平野・横手盆地への柵の設置と柵戸の移配^(註15)である。

『和名類聚抄』の段階で確認できる秋田郡を構成する郷は、添川・率浦・方上・成相・高泉の5郷で、これらのうち添川・方上の2郷に関しては、『日本三代実録』元慶2(878)年7月10日条によって、方上は秋田城下賊地の12村の中の1つに、添河(川)は向化俘地の3村の中の1つにあげられていることから、在地民の集団によって構成されていた可能性が大きいと思われる。また、高泉は清水で、出羽柵や秋田城の所在地を中心とする一帯であろうが、この郷を含めても秋田郡の5郷の名称は、他国の郡郷名と一致する郷を見出すことはできず、この郡の成立過程には、複雑な変遷が考えられると思う。由理柵についての史料は、『続日本紀』宝亀11(780)年8月23日条にみえる一例のみである。『和名類聚抄』の飽海郡の9郷の中に由理郷があり、この郷近辺に柵が所在し、その周辺に柵戸が生活していたものと考えられるが、郡を構成する郷の大原郷が飛騨国大野郡大原郷に、屋代郷が信濃国埴科郡屋代郷に、井手郷が越前国足羽郡と加賀国石川郡の井手郷にそれぞれ共通する。

以上、出羽国の柵と柵戸と郡の関係をみてきたが、明らかに柵の所在する地域であっても、その郡の郷名と柵戸の移配前の国々の郷名とが、一致するとは必ずしも言えず、柵戸の移配記事が他国に比べて多い割には、その移配先が明確になりにくかった。また、単に郷名の一致という面からだけで考えていいとするなら、ここで検討を加えなかった郡の郷でもある程度の一致^(註16)はみられることから、或いは郡域にはこだわらずに、近接した地域に柵戸がまとまって移配され、建郡段階でそれぞれ別の郡の郷になってしまう可能性も考えられる。また、仮に一度柵の設置や柵戸の移配、時にはそれをもとにした建郡まで成し得たとしても、その後の辺境地経営のいきづまりや在地民の反乱等によって、国家の関与した痕跡が消えてしまうこともないとは言えないであろう。

3 陸奥国の柵と柵戸と郡

陸奥国の柵と明確に記録されているのは、多賀・玉造・牡鹿・新田・色麻・中山の6柵以外にも若干みられるが、ここでは6柵に絞って考えてみたい。二百戸を単位とする柵戸については、715年に富民千戸が相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の6国から移されたたとあるのが唯一である(第1表5)。この富民千戸が移配された地域はどこと考えられるかについては、大崎盆地とその周辺の地域と推定できると思われる。その理由としては、多賀を除く玉造・牡鹿・新田・色麻・中山の5柵が、「部下黒川郡以北十一郡」(『続日本紀』天平14年正月23日条)「黒

川。賀美等一十郡」(『同』宝亀元年4月1日条)「其牡鹿。小田。新田。長岡。志太。玉造。富田。色麻。賀美。黒川等一十箇郡」(『同』延暦8年8月30日条)「黒川以北奥郡」(『類聚三代格』弘仁元年2月23日太政官符)などが示すように11もしくは10郡の郡の集合体として、一括して国家に把握されていると考えられる同地域に限って存在していることがあげられる。特に、737年の段階で存在の確認できる、玉造・牡鹿・新田・色麻の4柵が郡名と同じ地名を冠していること、賀美郡が既に成立していることなどから、地理的・時期的に無理なく理解できるのではないだろうか。

しかし、黒川郡以北の11郡に含まれているはずの志太郡に関して『続日本紀』慶雲4(707)年5月26日条に「陸奥国信太郡生王五百足」なる人物がみえ、この生王(壬生)五百足が白村江の戦いで唐兵の虜になって苦勞したことなどが記されている。この記事は、大崎盆地を含めた東北南部の地域に関して、「古墳時代以来、東北地方南部の地域が、それ以外の東国の諸地域と同質な社会を形成していた」との見解の妥当性を示すものと考えられ、7世紀後半には、既に中央政権の何らかの支配が大崎盆地にまでおよんでおり、兵士としての徴発が行なわれたことを意味していると思われることから、信太(志太)郡の建郡もかなり早かったことが予想される。

また、『同』和銅6(713)年12月2日条に「新建陸奥国丹取郡」とこの段階での建郡を伝える丹取郡も大崎盆地内の玉造近辺に所在した令制郡である確率は、『同』神亀5(728)年4月11日条の「陸奥国請新置白河軍団。又改丹取軍団為玉造軍団。並許之」という軍団名の改称記事から、かなり高いと思われる。私見ではこの丹取郡も黒川以北の11郡に含まれると考えるので、11郡のうち少なくとも2郡は、富民千戸の移配のあった715年以前に建郡されていたことはたしかと判断できる。^(註20) そうだとすれば富民千戸はどういう役割を果たしたと考えられるだろうか。

『続日本紀』神護景雲3(769)年11月25日条

陸奥国牡鹿郡俘囚外少初位上勲七等大伴部押人言。伝聞。押人等本是紀伊国名草郡片岡里人也。昔者先祖大伴部直征夷之時。到於小田郡嶋田村而居焉。其後。子孫為夷被虜。歴代為俘。幸賴聖朝撫運神武威。拔彼虜庭久為化民。望請。除俘囚名。為調庸民。許之。

『同』宝亀元(770)年4月1日条

陸奥国黒川。賀美等一十郡俘囚參千九百廿人言曰。己等父祖。本是王民。而為夷所略。遂成賤隸。今既殺敵。子孫蕃息。伏願。除俘囚之名。輸調庸之貢。許之。

の2つの条文から、蝦夷の捕虜にされたとする4千人近くの俘囚が黒川、賀美等の10郡で生活していること、大伴部押人の先祖は郡里制施行後に紀伊国から小田郡まで来ていたと聞いていることなどをうかがうことができる。一時期に4千人が捕虜にされたとは考え難く、長い間の蝦夷との攻防の結果であろうが、この記事を実事実とすると、7世紀後半には兵士を徴発し得る程度にまで、中央政権の支配がおよんでおり、8世紀初頭には令制郡の設置をみた大崎盆地も

安定した状況とまでは言えなかったと思われる。或いは捕虜にされた人の中には柵戸として送られた人もいたかもしれない。

715年の富民柵戸が送られる以前にも、出羽国出羽郡のところで考えたような、記録上残っていない柵戸の移配があり、その柵戸をもとに建てられた郡が大崎盆地には数郡存在していた可能性がある。しかし、それほど安定した状態でなかったために、さらに富民で構成された千戸の柵戸がこの地域に移配され、以前よりもはるかに安定した令制支配が行なわれるようになり、これ以後この地域は同様の成立事情をもつ郡の集合体として一括してみなされた、というように理解したい。

『和名類聚抄』に伝わらない丹取郡・富田郡を除く9郡の郡郷名と相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の6国の国郡郷名との比較は次の表(第3表)のようになり、一致する国郡郷名が決して少なくないことからも、この6国からの柵戸が、11なり10なりの郡を形成した可能性を示していると思われる。

多賀柵は、仙台平野北部に位置する。『和名類聚抄』には宮城郡多賀郷の記載があり、常陸国多珂郡とのつながりを示すものかもしれない。『続日本紀』天平9(737)年4月14日条からは、多賀柵が出羽柵までの道路計画の起点となっており、陸奥国の諸柵の中心的役割を果たしていることがうかがえる。

第3表 黒川以北10郡国郡郷対応一覧(富田郡及び餘戸を除く)

郡名	黒河(川)	下野国那須郡
郷名	新田	上野国新田郡 武蔵国多磨郡 同国賀美郡 上総国畔蒜郡 下野国芳賀郡
	白川	常陸国茨城郡
郡名	賀美	武蔵国賀美郡 常陸国多珂郡
郷名	川島	
	磐瀬	
郡名	色麻	下総国猿島郡
郷名	相模	相模国
	安蘇	下野国安蘇郡
	色麻	色麻郡に同じ
郡名	玉造	下総国匝瑳郡 同国植生郡
郷名	府見	
	玉造	玉造郡に同じ
	信太	常陸国信太郎 駿河国志太郡

第3表 (2)

郡名	志太	常陸国信太郎 駿河国志太郎
郷名	酒水	
	信太	玉造郡志太郷に同じ
郡名	長岡	
郷名	長岡	
	溺城	
郡名	新田	黒河郡新田郷に同じ
郷名	山沼	
	仲村	相模国餘綾郡 武蔵国男衾郡 同国賀美郡 同国秩父郡 下総国匝瑳郡 常陸国鹿島郡
	見沼	
郡名	小田	上総国植生郡
郷名	小田	同上
	牛甘	
	石毛	
	賀美	賀美郡に同じ
郡名	牡鹿	
郷名	賀美	賀美郡に同じ
	碧河	

4 薩摩国の柵と柵戸と郡

薩摩国に柵という施設が造られ、柵戸が存在したことが史料上明らかなこと、この施設や人間集団の性格が、東北辺のそれと共通することは既述した。

この国への柵戸が肥後国民を中心にして、国内の最重要地、高城郡が形成された地域に移配されたと考えられることは、既に指摘されているが、その中心的根拠は、『和名類聚抄』の高城郡を構成する6郷のうち4郷(合志・飽田・宇土・託萬)が、肥後国を構成する郡のなかの4郡と一致することである。^(註22)

8世紀前半から『和名類聚抄』の編纂段階の10世紀前半まで、薩摩国は13郡で構成されていたと考えられるが、このうち、郡成立当初から通常の令制支配を受けていたのは、他国からの移民の柵戸を中心として建てられた、高城・出水の2郡のみであったと考えられている。このような現象は、辺境地を内包する国には共通のことだったと考えられ、その正式な令制支配が全く行なわれていない状況を打破するために柵戸の移配と柵の設置が行なわれたものと考えられ

る。

5 大隅国の柵と柵戸と郡

714年に行なわれた豊前国民二百戸の移配(第1表3)が、大隅国の中心地域、桑原郡に該当する地域に送られた、との見解は、『鹿児島県史』(第1巻)によって指摘されている。移住先については『続日本紀』和銅7(714)年3月15日条でも記されておらず、推定の根拠はやはり『和名類聚抄』^(註23)の郡郷名からの判断が中心である。薩摩国の例ほど顕著ではないが、柵戸の存在の明確さを考慮すれば、決して無理な推測とは言えないと思う。

6 日向国の柵と柵戸と郡

薩摩・大隅両国の母体となったと考えられる日向国にも766年の段階で、柵戸が存在したことは確かである。辺境の国を分国した例としては、北辺の出羽国の地域を含んでいた越後国をあげることができる。出羽建国(712年9月)によって領域の確定した越後国内に、移配された柵戸を中心にして建てられた郡があったことは、既にみた通りである。大隅国の場合も柵戸の存在が明確なことから、その柵戸を中心に形成された郡の存在した可能性が認められると思う。

『和名類聚抄』に記載されている郡郷名からは、第4表のように那賀郡の4郷中3郷が西海道諸国各郡の郷名と、諸懸郡の8郷中2郷が肥後国の郡名と一致することがわかる。これが柵戸に直結するとは断言できないが、その可能性の指摘だけはできるのではないかとと思われる。

第4表 日向国那賀郡・諸懸郡の郷名対照一覧

那賀郡の郷名	西海道諸国の一致する郡郷名
夜開	筑後国三潯郡・豊後国日高郡・肥後国山鹿郡・同国菊地郡
新居	筑前国席田郡・筑後国下妻郡・肥前国高来郡
田嶋	なし
物部	筑後国生葉郡・筑前国三根郡
諸懸郡の郷名	西海道諸国の一致する郡郷名
財部	筑前三根郡
縣田	なし
菰(低)生	なし
山鹿	肥後国山鹿郡・筑前国遠賀郡
穆佐	なし
八代	肥後国八代郡
大田	なし
春野	なし

V おわりに

本稿でこれまで述べてきたことをまとめると、おおよそ次のようになる。

- 1 古代の辺境地には、重要地域と目される所に柵と称される施設が、8世紀前半までには設置されていたと考えられること。
- 2 柵は基本的には、柵戸の中心施設として恒常的に機能し、国家の辺境地政策の拠点として、時として兵士、兵器・軍糧の集積地として使用されたこと。
- 3 二百戸を単位とする移民集団である柵戸が、8世紀前葉(810年代)に辺境地に送られたこと、またそれ以前にも同様の政策がとられた可能性があること。
- 4 柵戸の移配が辺境地域に令制郡を生み出し、周辺の辺境民とは異なる正式の令制支配が柵戸には行なわれていたと考えられること。
- 5 以上のことは、国家の辺境地政策の一環として、東北辺に限らず、西辺にも同様に行なわれたと考えられること。

従来、西辺の柵や柵戸の存在が、東北辺のそれと同一の視点から論じられなかった要因の1つに、或いはことさらとりあげることまでもなく同様のもの、という見通しがあったかもしれない。しかし、このような検討をせずにその存在の事実だけから、東北辺の柵・柵戸論に援用するようなことは慎むべきと考えられる。

国家の地方支配・辺境地支配の方法の一端として、北と南の完全に離れた地域に同じ政策を国家が実施したことは、ほぼ明らかにし得たと思う。しかし、辺境地・辺境民に対する同時期に平行して行なわれた政策との関わり合いや、この政策実施後の展開などについては、何一つふれることができなかった。今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

註

註1 工藤雅樹氏「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本8 東北』所収1970年刊)、虎尾俊哉氏「律令行政の諸相」(『古代の地方史6 奥羽編』所収1978年刊)、平川南氏「律令制下の多賀城」(『多賀城跡政庁編本文編』所収1982年刊)など。

註2 蝦夷に関しては、高橋富雄氏『蝦夷』四・2「内国における俘囚問題」(1963年刊)、工藤氏註1前掲論文、平川氏註1前掲論文などがあり、隼人に関しては、中村明蔵氏『隼人の研究』第1章「熊襲と隼人をめぐる諸問題」1977年刊がある。

註3 隼人に関しては、中村氏註2前掲書第7章「隼人の朝貢をめぐる諸問題」があり、蝦夷・隼人双方に関して今泉隆雄氏「蝦夷の朝貢饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』所収1986年刊)がある。

註4 この記事で記されている、郡・大領・小領をそのまま当時使用されていた、評・評督・助督などと読み換えるだけでいいかという問題はあるが、ここで柵造と郡司が叙位された位階から

ほぼ同格の職務上の地位と考えられること、淳足柵造大伴君稻積と淳代・津軽郡領たちの各個人名との明確な相違から、柵造は移配されて柵戸集団の首長の役割を担う立場にあり、郡領はそれぞれ蝦夷集団の首長層と考えられることは否定し難いと思われる。

註5 条文中の「自餘諸柵依舊鎮守」からそのように判断できる。ただし、自餘諸柵が兵士の分配された玉造等5柵にに含まれる柵に限定され、その分配された兵士によってのみ鎮守されたと解釈することも可能で、すべて臨時的な措置と考えるならば成立しない可能性もある。しかし、Aの史料から明らかなように兵庫垣・筑紫城と同様に侵入を厳禁し、国郡倉庫や三関門の鑰の窃盗と同じ扱い(罰則)をうけると規定されている施設である柵に、常に守備(監視)の兵士が何名か配置されているという状況は、不自然ではないと思われる。

註6 条文中、由理柵に関して「居賊之要害。承秋田道。」とあることから明らかであろう。

註7 高橋崇氏「柵」(高橋富雄編『東北古代史の研究』所収1986年刊)で柵戸を100戸単位としている。

註8 第1表3～8までのうち問題となるのは、4・7の出羽柵であるが、6と7は同一記事の可能性があることから、出羽国と出羽柵戸も同じ解釈とも考えられること、出羽国内の柵を総称して出羽柵と表現したとも考えられること(律に「筑紫城」「陸奥越後出羽等柵」という表現がみられ、これらはそれぞれの領域内の城・柵の総称と考えていいと思われる)などから国単位と推定する。

註9 中村氏註2前掲第6章「律令制と隼人支配について―薩摩国の租の賦課をめぐる―」ただしこの中の柵に関する考え方には従えない。柵は隼人十一郡との境界線に沿って構築されたのではなく、柵戸が送られたと推定される地域の中心地の要害之地に建てられた施設と考えたい。

註10 令の条文は「凡辺遠国。有夷人雑類之所。応輪調役者。随事斟量。不必同之華夏。」とあり、国家自体が辺遠国に関して例外規定を認めており、例外規定も令制支配の範囲内に入ってしまうが、柵戸は基本的に「華夏」と同じ支配を受けたと考えられ、そうした普通の令制支配のことをここでは、辺遠国条によらない律令の支配と表現したものである。

註11 平川南氏「古代東北城柵の特質について―建郡との関連を中心として―」(『東北歴史資料館研究紀要』第4巻1978年刊)、高橋崇氏註7前掲論文の中でも扱っている。

註12 『続日本紀』大宝2(702)年3月17日条、米沢康氏「太宝2年越中四郡分割をめぐる」(『信濃』32-6)で、ここで分割された郡を頸城・魚沼・古志・蒲原の4郡としており、これが妥当であれば、私見は成立しない。今後さらに検討してみたい。

註13 『和名類聚抄』による郡郷名の比較による。なお蒲原郡の郡名は駿河国廬原郡と同国富士郡の蒲原郷と一致する。

註14 647・8年段階で柵戸の移配を行い得るとすれば、少なくとも越・信濃両国の柵戸の対象となった人民には、中央政権による強力な支配が及んでいることを想定しなければならず、当時の社会、政治の情勢から柵戸の移配が可能なものかどうかということに関する疑問であるが、これに答え得る見解はまだもていないため、疑問のみ提示してしまうことになってしまった。『斉明紀』の柵造の存在からすれば肯定してもいいのかもしれない。

註15 ここで掲げた『続日本紀』の条文は「出羽柵遷置於秋田村高清水岡。」と「又於雄勝村。建郡居民焉。」との2つの部分に分けることができる。前者は秋田平野に、後者は横手盆地に対する柵の設置と柵戸の移配の事実の反映とみるのが私見である。詳細は別の機会に譲り見通しだけをここで示すことにする。まず秋田平野への柵の設置と柵戸の移配のうち、柵の設置については本条文中に明記されており全く問題はない。ところで柵の設置と柵戸の移配はセットで考えられるということについては記述したが、本条のように柵を遷置することが可能だった背景には、

秋田村高清水岡周辺が、交通上の要衝で要害の地にあることと同時に、柵戸集団が定住できる状態にあったことを考えねばならない。秋田村高清水岡という記載方法、つまり村よりも細かい地名が明示されていることは、既にこの地域が国家によって十分に把握されていることを物語っており、その把握は、733年よりも前に行なわれた柵戸の移配によるところが大きいと考えられる。この柵戸集団を中心に高清水岡に建てられた施設が、遷置された出羽柵だったと考えたい。

一方、雄勝村のどこかの地域に建てられたとする郡については、関口明氏「古代東北における建郡と城柵―出羽国雄勝郡を中心に―」（『続日本紀研究』202号1979年）によって、733年段階の郡と『続日本紀』天平宝字3（759）年9月26日条の雄勝・平鹿2郡の建郡記事との関りについて、先学の研究史をふまえた上で論述されている。私見では、先述したように733年段階の「建郡居民焉」を柵の設置と柵戸の移配と考えているので、関口氏を含めた諸先学の見解に従うことはできない。私見の前提には、柵戸の移配や柵の設置は必然的に令制郡の設置につながる、との見通しがある。「建郡居民焉」の建郡は文字通りの建郡とともに、その郡の中心拠点となる施設（郡家）の施設をも意味していると考えられ（大町健氏「律令制の国郡制の特質とその性質―古代国家の領域的人民支配―」（『日本史研究』208号1979年）参照）、居民は律令国家民の雄勝村への配置と考えられることは、『続日本紀』天平9（737）年4月14日条の中の出羽国守田辺難波の言として記されている、「軍を發して賊地に入ることは、俘狄を教諭し城を築きて民を居かんが為なり（後略）」の「築城居民」と先の「建郡居民」との共通性から推測できるのではないのだろうか。築城と建郡はここで居かれる人民集団の支配拠点となるべき施設と考え得るし、俘狄を教諭して民を居くと言っている以上、この居民は在地民のことではなく、律令国家民（百姓）であると考えられるのではないだろうか。律令国家の辺境地支配の方式の1として、施設としての柵を造り、200戸単位の人民集団を送り込むという施策のあること、そしてこれが令制郡の設置に直接的に関するということは、本論中で述べているが、「建郡居民」「築城居民」とされる、830年代の国家によるこの政策は、「建（築）柵居民」というように文字を換えても、時期が遡るだけで意味の大きな変化はないと考えられる。以上のような考え方から、733年の雄勝村の建郡記事は、横手盆地全域を漠然と指している雄勝村のごく一部の地域に、施設を造り人民集団を送ることによって建てられた郡だったと推測する。759年に初めて置かれたとする雄勝・平鹿2郡と7駅については、733年の段階で建てられた郡の存在と759年に完成した雄勝城の果たす役割を十分に考慮した上で検討されるべき問題であろう。

註16 出羽国を構成する郡のうち、陸奥国から移管された置賜・最上の2郡と最上郡から分郡された村山郡を除いても、雄勝郡の大津郷・中村郷や平鹿郡の大井郷・邑知郷それに河辺郡の中山郷・邑知郷に関しては東海・東山・北陸道諸国の郡郷名との一致がみられる。一応除外した置賜・最上・村山の3郡を構成する郷の中にも三道諸国の郷名との一致は複数認められるので、結果的に『和名類聚抄』の中で郷名の一致を見出せなかったのは秋田郡のみということになる。

註17 雄勝・桃生・覚鯨の3城については、『続日本紀』中に柵と明記されているという事実がある。しかし、雄勝城・桃生城が柵と記されているのは柵戸の記事を除くと、それぞれ1例づつしか見られず、基本的には一貫して城と国家が把握していたことは明らかであろうと思われるし、また覚鯨城（柵）に関する記載は、『続日本紀』宝龜11（780）年2月2日条と同月11日条、3月22日条の3回しかなく、このうち2月の2回の記事は、雪消えの時期（3・4月）を待って覚鯨城を造る計画のあることを示しており、その計画を実行しようとした3月22日の段階で、いわゆる伊治公皆麻呂の乱が起きて、陸奥辺境支配の最大拠点の多賀城まで焼けたことが記されてい

る。この後覚鑿城の名が史料上一度も見えないことは、具体的な造営工事は行なわれなかったのか、仮に行なわれたとしてもごく初期の段階で中止されたとみるのが妥当と考えている。本稿で主題として考えているのは200戸を単位とする人間集団である柵戸と柵についてであり、既にみたように雄勝・桃生などの城とそこに送られた人単位の柵戸とは、基本的に相違すると考えているので、ここでは除外した。

註18 工藤氏註1 前掲論文、ただし丹取郡を中心とする地域が、後に分割されて小規模な郡の集まりとして再編成された姿が黒川以北の10郡なのである、とする見解や黒川以北の10郡と『薩摩国正税帳』の「隼人一十一郡」とを重ね合わせる考え方には従えない。黒川以北の11(10)郡の成立についての私見は本論中にある。また、「隼人一十一郡」とは、中村氏前掲書註9 論文で述べられているように、隼人集団の首長層が郡司になっている小規模郡の集まりで非律令的性格を有していたと考えられるのに対し、黒川以北の10郡は柵戸を中心にして形成された令制郡の集まりと認識できることから、黒川以北10郡に相当するのは、「隼人一十一郡」以外の2郡と考えるべきであろう。

註19 742年段階で「部下黒川以北十一郡」と11郡の存在が確認できるのに対し、770年以降は「黒川。賀美等一十郡」というように10郡になる。この間に減った郡を丹取郡と想定したい。おそらく隣接した郡(玉造郡が妥当か)に併合されたものであろう。この地域の郡の併合例としては『日本後紀』延暦18(799)年3月7日条の「陸奥国富田郡併色麻郡。讃馬郡併新田郡。登米郡併小田郡。」がある。

註20 大崎盆地に丹取郡が建郡された713年以前に、数郡が存在していたとする見解は、既に平川氏註1 前掲論文があり、主に考古学の知見からその可能性について示唆したものに、進藤秋輝氏「多賀城をめぐる諸問題」(高橋富雄編『東北古代史の研究』所収1986年刊)がある。

註21 伊東信雄氏『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—』(1970年刊)の中で既に指摘されている。

註22 井上辰雄氏「薩摩国正税帳をめぐる諸問題—隼人統治を中心として—」(『正税帳の研究』1967年刊)

註23 井上氏註22前掲論文